

PTA サークル内規

- 第 1 条 総 則** 趣味の向上及び健康の増進を図り、以て PTA 本来の目的達成に資するためサークルを発足させ、これに参加することができます。ただし、本校 PTA 会員及び役員会が認めた者を対象とします。
- 第 2 条 所 属** サークルは、役員会に所属します。
- 第 3 条 発 足** 1. サークルを発足させようとする場合、発起人は、8名以上の参加を募り、その氏名を明記し、原則として毎年5月末日までに役員会に申し出なければなりません。
2. 前項の申し出を受けた場合、役員会は、その旨を運営委員会に報告し、承認を得なければなりません。
- 第 4 条 運 営** 1. サークルは、その運営に必要な経費の一部を、役員会計からサークル活動奨励金として受けることができます。
2. サークル活動奨励金を受け取ることができるのは、サークル会員のうち5名以上の PTA 会員が所属している場合とします。
3. サークル会員は、当該年度の終日まで活動を続けることに努力し、月1回以上その活動を行うことを原則とします。
4. サークル会員は、退会者がある場合にはその補充を行い、常に会員数の維持及び増加に努めなければなりません。
5. サークルは、いずれも毎年3月末日に解散するものとします。
6. 9月と3月に活動奨励金に関する会計報告書及び活動報告書を役員書記に提出しなければなりません。
- 第 5 条 改 正** この内規の改正は、運営委員会で議決します。
- 附 則** 1. この内規は、平成5年4月1日より実施します。
2. この内規は、平成24年3月6日に改正します。
3. この内規は、令和3年3月4日に改正します。